

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて（1～2報）

この度の「令和6年能登半島地震にかかる災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【新潟県】	
新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市 燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市 南魚沼市、三島郡出雲崎町	1月1日（日）
【富山県】	
富山市、高岡市、氷見市、黒部市、砺波市、小矢部市 南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、上市町、立山町、 下新川郡朝日町	1月1日（日）
【石川県】	
金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市 羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町 内灘町、羽咋郡志賀町、宝達志水町、鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町、能登町	1月1日（日）

【福井県】

福井市、あわら市、さかい市

1月1日（日）

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上